

学校法人金沢学院大学寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人金沢学院大学と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、その事務所を石川県金沢市末町10の5番地の1に置く。

第2章 目的及び設置する学校

(目的)

第3条 この法人は、私立学校法による学校法人で、教育基本法及び学校教育法に従い、愛と理性の伸長を指標とし、文化日本の建設に貢献し、進んで世界の平和と人類の福祉に奉仕する有為な人材を養成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

(1) 金沢学院大学大学院

経営情報学研究科

人文学研究科

スポーツ健康学研究科

(2) 金沢学院大学

文学部 文学科 教育学科

経営情報学部 経営ビジネス学科 経営システム学科 経営情報学科

人間健康学部 スポーツ健康学科 健康栄養学科

芸術学部 芸術学科

経済学部 経済学科 経営学科

経済情報学部 経済情報学科

スポーツ科学部 スポーツ科学科

栄養学部 栄養学科

(3) 金沢学院短期大学

食物栄養学科 現代教養学科 幼児教育学科

- (4) 金沢学院大学附属高等学校
全日制課程・普通科

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上12人以内
- (2) 監事 2人

(理事長)

第6条 この法人の理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任する場合も、同様とする。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(役付理事)

第7条 この法人に副理事長、常務理事を各1人置くことができる。

2 前項の役付理事は、理事長以外の理事のうちから、理事総数の過半数の議決により選任する。役付理事の職を解任するときも、同様とする。

3 役付理事は、この法人を代表し、それぞれ理事長を補佐して、この法人の業務を行なう。

(理事の選任)

第8条 理事は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 金沢学院大学長
- (2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 3人以上4人以内
- (3) 学識経験者のうち、理事会において選任した者 6人以上7人以内

2 前項第1号及び第2号の理事は、学長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第9条 監事は、この法人の理事、教職員、評議員若しくは役員の配偶者又は三親等以内の親族以外の者であつて、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止

することができる者を選任するものとする。

(監事の職務)

第 10 条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること
- (2) この法人の財産状況を監査すること
- (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること
- (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること
- (5) 第 1 号から第 3 号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること
- (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること
- (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること

2 前項第 6 号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をする恐れがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員任期)

第 11 条 役員（第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は 2 年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務（役付理事にあっては、その職務を含む。）を行う。

（役員の新補充）

第 12 条 理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 を超える者が欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。

（役員の新解任及び退任）

第 13 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の 4 分の 3 以上出席した理事会において、理事総数の 4 分の 3 以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第 38 条第 8 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

（理事会）

第 14 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は理事をもって組織する。

3 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

4 理事会は、理事長が招集する。

5 理事長は、理事総数の 3 分の 2 以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 7 日以内に、これを招集しなければならない。

6 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。

7 前項の通知は会議の 7 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する

場合はこの限りではない。

- 8 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 9 理事長が第5項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 第10条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 11 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、この条第14項の規定による除斥のため過半数に達しないときはこの限りでない。
- 12 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 13 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除いて、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 14 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務決定の特例)

第15条 この寄附行為のうち別段に定めるもののほか、次に掲げる事項は、理事総数の3分の2以上の議決がなければならない。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項
- (3) 合併

(業務決定の委任)

第15条の2 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(理事の代表権の制限)

第16条 理事長、副理事長、常務理事以外の理事は、この法人の業務について、こ

の法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第 17 条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(議事録)

第 18 条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事二人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第 4 章 評議員及び評議員会

(評議員の選任)

第 19 条 評議員は次の各号に掲げる者とする。

(1) この法人の職員で理事会において推薦された者の中から、評議員会において選任した者 8 人以上 10 人以内

(2) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢 25 年以上の者の中から、理事会において選任した者 3 人

(3) 学識経験者の中から理事会において選任した者 10 人以上 12 人以内

2 前項第 1 号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(評議員の任期)

第 20 条 評議員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第 20 条の 2 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員会総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

(2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(評議員会)

第 21 条 この法人に評議員会を置く。

2 評議員会は、21 人以上 25 人以内の評議員をもって組織する。ただし、評議員現在数は、理事現在数の 2 倍を超えるものとする。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 理事長は、評議員総数の 3 分の 1 以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内にこれを招集しなければならない。

5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の 7 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。

8 評議員会は評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。ただし、第 12 項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

11 議長は評議員として議決に加わることができない。

12 評議員の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(諮問事項)

第 22 条 この寄附行為のうち別段に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項につ

いては、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項
- (6) 寄附行為の変更に関する事項
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 寄附金品の募集に関する事項
- (10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めた事項（評議員会の意見具申等）

第 23 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を受けることができる。

（議事録）

第 24 条 第 18 条第 1 項及び第 2 項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において同条第 2 項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

第 5 章 資産及び会計

（資産）

第 25 条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 財産目録記載の財産
- (2) 授業料、入学金及び検定料
- (3) 資産から生ずる果実
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(資産の区分)

第 26 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入される財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入される財産とする。

(寄附者の指定)

第 27 条 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って、基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第 28 条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得てその一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第 29 条 基本財産及び運用財産中の積立金は確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第 30 条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入、その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第 31 条 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）であって学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第 32 条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、原則として 5 ヶ年以上の期間として理

事会が定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第32条の2 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても同様とする。

(決算)

第33条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 毎会計年度の決算において剰余金が生じたときは、その一部又は全部を基本財産もしくは運用財産中の積立金に編入し、又は次会計年度に繰越するものとする。

3 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第34条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。)を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書及び寄附行為を常に事務所に備え置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第34条の2 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容

- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準
(役員報酬)

第 34 条の 3 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。 (資産総額の変更登記)

第 35 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末現在により、会計年度終了後 3 月以内に登記しなければならない。
(会計年度)

第 36 条 この法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

第 6 章 解散

(解散)

第 37 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席理事の 3 分の 2 以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第 1 号に掲げる事由による解散及び同項第 3 号に規定する合併にあつては文部科学大臣の認可を、同項第 2 号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(合併)

第 37 条の 2 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第 38 条 この法人が解散 (合併又は破産による場合を除く。)した場合における残余

財産の帰属者は、解散のときにおける他の学校法人その他教育事業を行う公益法人のうちから理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の議決によって選定した学校法人その他教育の事業を行う者に帰属する。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第39条 この法人の寄附行為を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の定めにかかわらず、理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備え付け)

第40条 この法人は第34条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えておかなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入および支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(責任の免除)

第41条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、私立学校法第四十四条の二第四項において準用する一般社団法人及び一般社団法人に関する法律第百十三条第一項の規定により免除することができる額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、北國新聞に掲載し、学校法人金沢学院大学の掲示場に掲示して行う。

(施行細則等)

第43条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置す

る学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この法人の組織変更当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 嵯峨 保二
理事（名誉理事長）直山 与二
理事 池田 作松
理事 上田 忠雄
理事 西川 外吉
理事 宮下 与吉
理事 林 正義
理事 黒田 吉夫
監事 野根長太郎
監事 嵯峨 通

この寄附行為は昭和 26 年 3 月 2 日文部大臣の認可日から施行する。

附 則

この法人は第四条に掲げる学校のほか当分の間各種学校（金澤女子専門学園）を設置する。

この寄附行為は昭和 27 年 3 月 1 日文部大臣の認可日から施行する。

附 則

昭和 27 年 3 月 1 日付寄附行為に附則された『この法人は第四条に掲げる学校のほか当分の間各種学校（金澤女子専門学園）を設置する』を削除する。

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 28 年 5 月 20 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 30 年 2 月 18 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 33 年 9 月 9 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 35 年 8 月 24 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 39 年 5 月 28 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 44 年 12 月 20 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 50 年 1 月 10 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 56 年 3 月 24 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 56 年 5 月 1 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 61 年 12 月 23 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 63 年 10 月 12 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 4 年 1 月 22 日）から施行する。

附 則

平成 5 年 1 月 28 日文部大臣の認可の寄付行為は平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

平成 6 年 12 月 21 日文部大臣認可の寄附行為は平成 6 年 12 月 21 日から施行する。

ただし、学校法人名及び学校名については、改正後の寄附行為第 1 条、第 4 条第 1 号及び第 3 号、第 8 条並びに第 40 条の規定にかかわらず、平成 7 年 3 月 31 日までは、なお従前の名称とする。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 8 年 5 月 28 日）から施行する。

附 則

平成 9 年 12 月 19 日文部大臣認可の寄附行為は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

平成 10 年 12 月 22 日文部大臣認可の寄附行為は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

平成 11 年 12 月 22 日文部大臣認可の寄附行為は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(金沢学院大学の文学部英米文学科の存続に関する経過措置)

金沢学院大学の文学部英米文学科は、改正後の寄附行為第4条第2号の規定にかかわらず、平成12年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

平成12年5月24日文部大臣認可の寄附行為は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成13年5月29日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成16年3月30日）から施行する。

附 則

平成17年3月31日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、理事会承認の日（平成18年5月30日）から施行する。

附 則

平成18年12月14日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成19年1月19日から施行する。

附 則

この寄附行為は、理事会承認の日（平成19年5月29日）から施行する。

附 則

平成19年12月3日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、理事会承認の日（平成20年1月24日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(金沢学院大学の経営情報学部経営・会計学科の存続に関する経過措置)

金沢学院大学の経営情報学部経営・会計学科は、改正後の寄附行為第 4 条第 2 号の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(金沢学院大学の美術文化学部情報デザイン学科の存続に関する経過措置)

金沢学院大学の美術文化学部情報デザイン学科は、改正後の寄附行為第 4 条第 2 号の規定にかかわらず、平成 22 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成 22 年 10 月 29 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(金沢学院大学の美術文化学部美術工芸学科の存続に関する経過措置)

金沢学院大学の美術文化学部美術工芸学科は、改正後の寄附行為第 4 条第 2 号の規定にかかわらず、平成 23 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、理事会承認の日（平成 23 年 5 月 31 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(金沢学院大学の経営情報学部情報ビジネス学科及び美術文化学部芸術文化学科の存続に関する経過措置)

金沢学院大学の経営情報学部情報ビジネス学科及び美術文化学部芸術文化学科は、改正後の寄附行為第 4 条第 2 号の規定にかかわらず、平成 25 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

平成 26 年 10 月 31 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

平成 27 年 8 月 31 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

平成 29 年 8 月 29 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

令和 2 年 3 月 24 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、令和 2 年 5 月 27 日から施行する。

附 則

令和 2 年 10 月 15 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和 3 年 1 月 19 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。